

# 福島県教育委員会平成27年8月定例会会議抄録

1 日 時	平成 27 年 8 月 21 日 (金) 午後 1 時 30 分
2 場 所	教育委員室 (県庁西庁舎 9 階)
3 出席 委員	高橋委員長、1 番 浅川委員、2 番 小野委員、3 番 佐藤委員、4 番 蜂須賀委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後 1 時 30 分、委員長から 8 月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	委員長から、浅川委員、佐藤委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	委員長より、会期は本日 1 日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記 録 係 の 指 名	委員長から大竹主事が指名された。
(5) 教育長提案理由説明	委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。
	教育長から提出議案等について次のとおり概要説明があった。
	(説明概要)
	議案第 1 号は、平成 28 年度に県立特別支援学校小学部、中学部及び高等部で使用する教科用図書の採択について諮るもの。
	議案第 2 号は、平成 28 年度に県立高等学校で使用する教科用図書の採択について諮るもの。
	議案第 3 号は、平成 28 年度に県立中学校で使用する教科用図書の採択について諮るもの。
	議案第 4 号は、福島県立図書館協議会委員の解嘱について諮るもの。
	議案第 5 号及び議案第 6 号は、福島県文化財保護条例に基づき、県指定の重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び天然記念物の指定に関して、福島県文化財保護審議会へ諮問しようとするもの。

<p>(6) 会 議 の 非 公 開</p> <p>(7) 議 案 審 議</p> <p>議 案 第 1 号</p> <p>～</p> <p>議 案 第 3 号</p>	<p>議案第7号は、福島県教育庁事務職員の人事異動について決定し、発令しようとするもの。</p> <p>議案第8号及び議案第9号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。</p> <p>報告第1号は、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第4号以降の議案等について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。</p> <p>平成28年度使用県立特別支援学校小学部・中学部・高等部の教科用図書の採択について（議案第1号）特別支援教育課長より、平成28年度使用県立高等学校の教科用図書の採択について（議案第2号）高校教育課長より、平成28年度使用県立中学校の教科用図書の採択について（議案第3号）義務教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>小野委員：全体的な流れとして、「〇〇総合」という教科が最近増えてきていると思う。「総合」というのは各教科の垣根を取って、国語であれば国語を総合的に学習するというものなのだろうが、どのような趣旨・目的でそのような傾向にあるのか。また、今後はますますそのような傾向になっていくのか。そして、そのような動きに対して福島県の教員はどのように対応できているのか。この3点について聞きたい。</p> <p>高校教育課長：特に高校の教科書について、新しい学習指導要領の方向性が中教審等で示されているところであり、その中では、例えば「歴史総合」という科目を必修とすること</p>
---	---

になっている。現在は高校では世界史が必修、日本史・地理のいずれかが選択必修という形になっているが、やはり世界史だけではなく、日本史の特に近現代の部分をもっと高校生に学ばせる必要があるということ、そして、世界の中での日本の位置づけというものを学ばせる必要があるということで、歴史をトータルに見ていくような流れで今回、新たな教科書の方針が出されてきたものである。地理についても「地理総合」という形で打ち出されているが、地理もやはり特に環境とか、世界全体の中でどのような位置づけになっているかということを考えていかなければならないということから、科目横断というか合科目型というか、そうした形での打ち出しがなされてきている。いずれは、センター試験に代わる新しい大学入試の学力評価テストとリンクしていくような流れになっていくのではないかとということで、我々も中教審の検討や、今後出されてくる新しい学習指導要領の内容を注視していかなければならないと考えている。

小野委員：「総合」となると、教員としても横断的な知識が必要になってくると思うが、それに対して県教委としてはどのような対策を考えているのか。

高校教育課長：地理・歴史について言えば、それぞれ「地理歴史」の教員として採用されている。大学で日本史を専攻して学習してきた者についても、当然、世界史や地理についての専門性は備わっているという判断の下で採用している。今後示される新しい科目の内容を見てみないと何とも言えない部分はあるが、現時点においても、日本史であれば、世界の歴史の中における日本の位置づけというものを意識しながら授業が展開されているものと考えている。

(8) 前 回 会 議 録 の 承 認  
(9) 議 案 審 議  
議 案 第 4 号

佐藤委員：ふたば未来学園高校の教科書一覧表の中に3年生が使用する数Ⅲ等が入っていないが、これは平成28年度に使用する教科書という意味合いによるものか。

高校教育課長：来年度に1年生と2年生が使用する教科書の一覧となっている。ただし、「国語総合」は1年生が使用する教科書だが3種類記載されている。これは、広野で学んでいる生徒たち、三島で学んでいるJFAの生徒たち、猪苗代で学んでいるバドミントンの生徒たちのそれぞれの実態に応じて教科書を分けた方が良いとの判断によるものである。このように、同じ科目でありながら複数の教科書を選んでいるものも一部あるが、全体としては1年生と2年生の教育課程に即した教科書となっている。

委員長：双葉高校等のサテライト校では全教科を網羅していないが、これはどういうことか。

高校教育課長：資料90ページの双葉高校から94ページの双葉翔陽高校までについては、募集停止となっているため、第3学年で新たに必要となる教科書のみの採択となる。既に第2学年から第3学年と継続で履修している科目の教科書については、ここには記載されていない。

これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。

委員長が、平成27年7月定例会会議録の承認を求めたところ、全員異議なく承認した。

福島県立図書館協議会委員の解囑について（議案第4号）、社会教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。

議案第 5 号	平成 27 年度福島県指定重要有形民俗文化財・福島県指定重要無形民俗文化財指定の諮問
議案第 6 号	(議案第 5 号) 及び平成 27 年度福島県指定天然記念物指定の諮問 (議案第 6 号) について、
	文化財課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
議案第 7 号	福島県教育庁事務職員の人事について (議案第 7 号)、教育総務課長より説明があり、全員
	異議なく原案のとおり可決した。
議案第 8 号	福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について (議案第 8 号)、義務教育課長より事故の内
	容について説明があった後、職員課長より指定速度超過による運転に係る処分案について説明
	があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
議案第 9 号	福島県公立学校教員の懲戒処分について (議案第 9 号)、高校教育課長より事故の内容につ
	いて説明があった後、職員課長より交通加害事故に係る処分案について説明があり、全員異議
	なく原案のとおり可決した。
(10) 報告事項	
報告第 1 号	訓告処分等について (報告第 1 号)、職員課長より説明があり、了承した。
(11) 次回の日程	平成 27 年 9 月 9 日 (水) 午後 1 時 30 分に定例会を開会することが決定された。
(12) 閉会	午後 2 時 25 分閉会となった。